

上小阿仁村における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（後期計画）

令和 3 年 3 月 31 日
上小阿仁村長
上小阿仁村議会議長
上小阿仁村教育委員会
上小阿仁村農業委員会
上小阿仁村選挙管理委員会

上小阿仁村における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「法」という。）の第 19 条に基づき、上小阿仁村長、上小阿仁村議会議長、上小阿仁村教育委員会、上小阿仁村農業委員会、上小阿仁村選挙管理委員会が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

女性活躍推進法は平成 28 年度から令和 7 年度までの 10 年間の時限立法であることを踏まえ、本計画はその後半にあたる令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間とする。

2. 女性職員の活躍推進に向けた体制整備等

本村では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、課長会議において本計画の策定・変更・本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行うこととしている。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた現状分析

法第 19 条第 3 項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成 27 年内閣府令第 61 号。以下「内閣府令」という。）第 2 条に基づき、村長部局、村議会事務局、村教育委員会事務局、村農業委員会事務局、村選挙管理委員会事務局の全部局において、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。

①採用の女性割合（全部局）

（単位：人）

各年度採用者	令和 2 年度	令和元年度	平成 30 年度
男 性	1	0	1
女 性	2	1	1
合 計	3	1	2

②継続勤務年数の割合（全部局）（単位：年）

各年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
男性	18.39	17.92	16.93
女性	18.30	17.19	17.54
差（男－女）	0.09	0.73	△0.61

③職員一人あたりの各月ごとの時間外勤務時間（全部局）（単位：時間）

令和元年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
職員一人あたりの時間外勤務時間	9.53	10.08	9.14	13.16	8.63	8.96	9.59	7.49	4.94	5.69	6.04	8.20

④管理的地位にある職員に占める女性割合（全部局）（単位：人、％）

	令和2年度	令和元年度	平成30年度
女性管理職数	4	4	4
全管理職数	14	12	12
女性の割合	28.6	33.3	33.3

※医師を除く。

⑤各役職段階に占める女性職員の割合（全部局）（単位：人、％）

	令和2年度	令和元年度	平成30年度
係長以上の女性職員数	10	8	9
係長以上の職員数	25	19	20
女性の割合	40.0	42.1	45.0

※医師を除く。

⑥男女別の育休取得率（全部局）

令和元年度取得率 男性職員 0.0% 女性職員 該当なし 男女合計 0.0%

⑦男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率（全部局）

令和元年度 配偶者出産休暇取得率 100.0%
 " 育児参加のための休暇取得率 0.0%

◆女性職員の活躍の推進に向けた目標

当該分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

なお、この目標は、村長部局、村議会事務局、村教育委員会事務局、村農業委員会事務局、村選挙管理委員会事務局の全部局における共通の目標とし、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

【1】男性職員の育児休業取得の促進

令和2年度、育児休業を取得した男性職員が1名おり、目標を達成することができた。引き続き、令和7年度までに育児休業を取得する男性職員を1人以上とする。

【2】男性職員の配偶者出産休暇等取得の促進

令和元年度・令和2年度に当該休暇を取得した職員がおり、1人以上の目標は達成できたが、こちらも引き続き、令和7年度までに男性職員が配偶者出産休暇、育児参加のための休暇取得者を1人以上とする。

4. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

3. で掲げた数値目標その他の目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

なお、この目標は、村長部局、村議会事務局、村教育委員会事務局、村農業委員会事務局、村選挙管理委員会事務局において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

【1】男性職員の育児休業取得の促進

- ① 令和3年度以降も引き続き、組織として男性職員の育児参画を進めることを目標に掲げる。
- ② 令和3年度以降も引き続き、男性職員が育児休業を取得しやすい職場環境をつくり、必要に応じて、会計年度任用職員等の任用により代替要員の確保に努める。

【2】男性職員の配偶者出産休暇等取得の促進

- ① 出産を控えている全ての男女に対し、配偶者出産休暇、育児参加のための休暇等について周知し、活用促進に努める。